平成２５年（フ）第５８９１号
東京都杉並区下高井戸１丁目28―14―103
債務者　中村　智則
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８９６号
東京都昭島市玉川町１丁目８－２　都営昭島玉川町アパート２棟202号
債務者　海老原ツヤ
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８９８号
東京都豊島区高田１丁目22―14―205
債務者　藤長　和郎
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９０３号
東京都杉並区和泉３丁目54―10―101
債務者　藤ノ木義夫
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２４４６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋293番地２
破産者　有限会社脇本屋
1　決定年月日　平成25年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５９号
千葉県印西市大森3547番地の16
破産者　株式会社浮島工業
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７６４号
福岡県福岡市東区青葉２丁目19番６号
破産者　株式会社ＨＵＧ
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８６３号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵1063番地２
破産者　日栄工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２６号
佐賀市白山１丁目２番19号
破産者　有限会社フルカワ商会
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
沖縄県浦添市仲西１丁目７番２―503号　エンゼルハイムクロスビュー仲西、商業登記簿上の本店所在地沖縄県浦添市港川１丁目23番８号
破産者　株式会社丸山
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５３号
北海道夕張郡長沼町西町１丁目８番９号
破産者　市岡建設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５０３号
仙台市若林区荒井字畑中20番地
破産者　株式会社エス・ケーロジテック
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
大津市一里山１丁目８番34号
破産者　株式会社メカサーヴ
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２３号
滋賀県大津市におの浜３丁目４番46号
破産者　ナミテック工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９号
岡山市北区御津国ヶ原５番地５
破産者　髙橋祐二郎
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１３号
岡山市北区中山下２丁目８番27号　メゾンＴＨＫ301号、旧住所岡山市北区門前223番地４
破産者　葛原　英樹
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４３号
広島市西区井口明神１丁目15番11―504号
破産者　株式会社百式
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９号
東京都八王子市平岡町41番８号
破産者　株式会社國田商事
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８３号
東京都西東京市新町６丁目11番17号
破産者　内田　芳宏
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７号
神奈川県伊勢原市田中829番地の５
破産者　有限会社萩原塗装店
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部